令和5年度第2回さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年8月22日(火) 13時30分~14時30分
- 2 会 場 議会棟2階 第7委員会室
- 3 出席者 (委 員) 水谷委員長、高重委員、清水委員、品川委員、竹内委員、 山口委員、兼山委員

(所管課) 高齢福祉課 (事務局) 福祉総務課

- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果 選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
健康福祉センター東楽園	1	健康福祉センター	公募	令和7年4月1日~
				令和10年3月31日

6 議事要旨

(1) 選考方法案について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

- ② 施設概要及び指定管理者の業務内容
 - ・施設所在地 さいたま市見沼区大字膝子984番地
 - 規模
 趣床面積4,445.13㎡
 敷地面積26341.59㎡
 鉄筋コンクリート造平屋建て
 - ・主な施設 事務所、健康相談室、機能回復訓練室(フィットネスジム)、 温水プール、男女浴室、屋内運動場、集会室 外
 - 指定管理者の業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設及び設備の維持管理
 - ◇物品等の管理業務

- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務
- ③ 指定期間

令和7年4月1日~令和10年3月31日(3年間)

④ 募集方法

公募

- ⑤ 管理経費等
 - ・指定管理料等積算額は3年間で534、344千円
 - ・利用料金制あり
- ⑥ 申請資格要件(マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。)
 - ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
 - ・応募の日までに、老人福祉センターまたはコミュニティ施設を3年以上継続して 運営した実績を有すること
 - ・ 応募の日までに、プールを3年以上継続して運営した実績を有すること
- ⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・幅広い世代が利用しやすい施設としての運営管理方針の構築、プログラム 作成
- ・飲食コーナー、屋内・屋外共用スペースや緑地広場の活用
- ・施設の利用率向上の提案
- ・地域の活動団体等との連携に係る提案
- ・利用者の特性を十分に考慮した広報活動
- ・プールの適切な安全管理対策
- ・浴室・プール等の衛生管理

【質疑等】

- Q 選定基準において、同種施設(西楽園)の前回の選考基準と比較して変更した箇所はどこか。
- A 同種施設(西楽園)の選考基準から変更した箇所として、今回新たに設けた施設コンセプトである「地域コミュニティの活性化」につなげる選考基準を新たに設けたほか、幅広い世代が利用しやすい施設としての運営管理方針構築、プログラム作成及び施設の利用率向上の提案に関する配点を2倍から3倍と変更している。また、プールの適切な安全管理対策及び浴室、プール等の衛生管理に関する配点を1倍から2倍としている。なお、新設の施設であるため、修繕等が発生する可能性が低いと考えられることから、施設や備品の修繕の実施方針や、実施体制に関する選考基準は設けていない。
- **Q** 故障等で一時的にサーマルエネルギーセンターの余熱が供給されない場合はどのように対処するのか。

A 万一サーマルエネルギーセンターから余熱の供給を得ることができない場合に備えて ボイラーを設置し、プールや温浴施設に熱を供給する予定である。

また、その際に発生する燃料費の負担については、指定管理者と市において協議を行うこととしている。

- **Q** 本施設の来館者数の目標について、桜環境センターを参考にしているとの説明があったが、両施設の規模は同等と考えてよいか。
- A 機能はほぼ同等である。プールは本施設の方が大きい。
- Q 申請資格要件③にある、「3年以上継続して運営した実績を有すること」について、「過去何年以内に」という制約がある訳ではなく、極論すれば50年前に1度、3年間運営したが、近年は全く運営していない事業者も申請資格要件を満たしているということか。
- A 「過去何年以内に」という制約は設けていない。
- Q プールの設備や技術、安全性に対する考え方等については日々変化があると思うが、 「過去何年以内に」等の運営実績の達成時期に関する制約を設けなかった理由は。
- A より多くの事業者に申請していただきたいと考えていることから運営実績の達成時期 に関する制約は設けていない。

【結果】

次の修正を加えたうえで、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると 考える。

<修正部分>

「選考方法案」の申請資格要件③にある「応募の日までに、プールを3年以上継続して 運営した実績を有すること」は、運営実績の達成時期に関する条件が設けられていない。

しかし、死亡事故等の危険性が高いプールの運営には、極めて高度な管理技術、安全に 関する知識等が必要であり、業界標準等を踏まえてそれらを日々見直していくことが求め られる。

したがって、候補者が有する運営実績は可能な限り近年のものであることが望ましいと 考えられることから、「選考方法案」の申請資格要件③には、運営実績の達成時期に関す る条件を付すこと。

以上